

## 八幡製鐵の政治寄付に関する最高裁判決要旨(1970/6/24)

株式会社の政治寄付に関する司法判断で、会社側勝訴

	原告(同社株主)の主張	最高裁判決
1. 政治寄付と会社の目的範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業による政治寄付の実施は、社会的有用行為ではなく、会社の目的範囲外の行為である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政党は、議会制民主主義を支える不可欠な要素。このため、<u>政党の健全な発展への協力は、社会的実在としての企業に対して期待されることである。</u></li> <li>■ <u>協力の一形態としての政治資金寄付についても例外ではない。</u></li> </ul>
2. 参政権との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業による政治寄付の実施は、自然人たる国民にのみ参政権を認めた憲法と民法90条(公序良俗)に反した行為である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業も、個人と同じく納税者としてまた憲法第三章(国民の権利・義務)の適用によって政治寄付を行なう自由を有する。</li> <li>■ <u>企業の政治資金の寄付もまさにその自由の一環であり、個人による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請はない。</u></li> </ul>
3. 忠実義務違反の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取締役が企業の政治寄付を決定することは、会社の地位と個人の地位を混同した行為であり、忠実義務違反にあたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取締役が、企業を代表して政治寄付を決定する場合、その金額が会社の規模、経済実績、その他の社会的経済的地位および寄付の相手等、<u>諸般の事情を考慮して合理的な範囲内であれば、忠実義務違反とはならない。</u></li> </ul>